04 総務省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の内容」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の内容」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0400010	私人への公金取扱委託の範囲を拡大	地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条	公金の徴収・収納については、原則私人に取り扱わせることは禁止されている。	D	-	御指摘の公の施設における各種講座受講料、公の施設に設置されたコピー機の利用代金については、使用料又は手数料として位置づけることができるものであり、その徴収・収納については地方自治法施行令第158条第1項第1号及び2号の規定により私人に委託することが可能である。 なお、公の施設を利用した自主事業の内容について承知していないが、指定管理者が独自に行う「自主事業」ということであれば、その事業の対価は公金ではなく、指定管理者の収入となるものである。	本提案は、使用料ではなく、公の施設（生涯学習センター）を利用した市主催のイベント（指定管理者へ業務委託）の入場料、及び手数料ではなく、市が実施するｺﾋﾟｰｻｰﾋｽ（指定管理者へ業務委託）に係る実費徴収の代金について、私人（指定管理者）への徴収委託を可能とするよう求めている。 これら地方自治法第158条第1項各号に定めのない公金の徴収委託を可能とすることができないか、再度検討し、回答されたい。		D		御指摘の公の施設における各種講座受講料、公の施設に設置されたコピー機の利用代金については、その詳細な内容が不明であるが、一般的には使用料又は手数料の適宜の設定により、現行法においても徴収・収納について私人に委託することが可能である。						10140110	平成18年度に生涯学習機能をメインとした公の施設（生涯学習センター）を供用開始し、指定管理者に委託する予定である。指定管理者による業務には、使用料や手数料の徴収収納事務が発生するため、指定管理者とは業務の協定締結のほか、公金取扱の契約締結を準備しているが、市が主催する各種イベントや各種講座の自主事業の入場料や受講料、施設に設置しているコピー機による公金取扱委託は、今後、指定管理者制度を導入する際、同様の課題が起こり得る。	現行の法令では、公金取扱について使用料や手数料等は私人への委託が可能であるが、公の施設を利用した市主催の自主事業における入場料や、公の施設内に設置するコピーサービスの料金は委託ができない。自治法改正で指定管理者制度が導入されたところであるが、公金の徴収・収納事務についても、可能な限り職員の関与を排除し、市民サービスの向上と経費節減効果を目指し、より一層の効率化を図る。 （なお、左記「生涯学習センター」以外の施設においてもは、公金取扱委託可能な範囲を拡大することによって、公の施設運営の職員関与を排除し、より一層の効率化を図ることが可能となる。）	大東市	総務省
0430020	徴税吏員を道府県吏員以外の者にも広げること	地方税法第1条第3号 地方自治法第172条	平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3カ年計画」において、地方税の徴収に関する民間開放を一層推進することが盛り込まれたことを踏まえ、「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について（H17.4.1付　総税企第79号　自治税務局長通知）等により、地方税の徴収について公権力の行使に係る補助的な業務を含め、民間への業務委託等を推進するよう地方団体に通知したところである。なお、相手方の意に反して行う立入調査や差押え、公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により徴税吏員の実施主体が限定されていることから包括的に民間的に民間事業者に委託することはできない。」	C		「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について（H17．4．1　総税企第79号　自治税務局長通知）等により、既に整理済み。	貴省回答による「地方税の徴収に係る合理化・効率化の一層の推進について」において、提案に係る部分（徴税吏員の拡大等）については、どのような整理がなされているのか、明らかにされたい。	規制改革・民間開放推進3か年計画において、「地方税の徴収事務については、徴税率の向上や国民の不公平感を払拭する観点から、徴収業務に／ノウハウを有する民間事業者を活用することが重要であると考える。したがって、地方税の徴収について、各地方公共団体の個人情報保護政策との整合性に留意しつつ、このような事業者のノウハウを活用できる業務の民間開放を一層推進する。」とされている。本計画を踏まえて、貴省回答において民間事業者への業務委託ができないとされている事柄について、民間開放推進をさらに検討していただきたい。そうでないと、徴収業務の包括的な外部委託ができない。						10360040	地方税法上の徴収業務については、徴収業務に／ノウハウを持っている民間事業者を活用する。	提案理由： 現在の地方税法では、徴収の業務は道府県知事から委任を受けた道府県吏員である徴税吏員となっており、相手方の意に反して行う立入調査や差押え・公売などの公権力の行使は徴税吏員に限定されるので、公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することが出来ない。 このため、徴収業務に／ノウハウを持っている民間事業者を活用することによる徴収率の向上と行政コストの削減を図る。	高知県	総務省
0430030	収納事務の委託規程の緩和		地方自治法施行令第158条の2第2項により、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかなければ、地方税の収納をすることは認められていない。	E		地方税は、租税としての性格から、会計処理上、納付書の税額と納入された税額の対応関係を確認する作業を確実に行うことによって、徴収の漏れを防止する必要があり、地方自治法施行令第158条の2第2項は、納税通知書その他の地方税の納入に関する書類に基づかずに地方税の収納をすることを認めていない。 ただし、納付書をあらかじめ準備し、租税債権の有無及び納付額を確認したうえで収納する等、法令の規定に基づく収納方法を妨げない。	貴省回答は「事実誤認」ということであるが、本提案では、「地方税法上の収納業務については、収納業務に／ノウハウを持っている民間事業者を活用する」ことができるよう求めている。 これについての実現の可否、並びに可とする場合の活用可能な範囲、方法等を明らかにされたい。		E		地方税法上の収納業務の民間委託については、地方自治法施行令第158条の2において、「収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者」に事務を委託することができるとされているもの。なお、納付書については前回回答したとおり。						10360050	地方税法上の収納業務の民間委託については、収納業務に／ノウハウを持っている民間事業者を活用する。	提案理由： 現金による収納業務について、更員・その他の職員以外の収納業務に／ノウハウを持っている民間事業者を活用することにより、徴税関係の効率的委託が可能となる。	高知県	総務省
0430040	指定管理者が収受できる利用料金等の緩和	地方自治法第244条の2第8項、第235条の4第2項	―	D	-	ご指摘の必要なサービスに係る料金については、その詳細な内容が不明であるが、一般的には使用料（利用料金）の適宜の設定により現行においても対応可能であるところ、また、公の施設の利用に係る債権を担保するための保証金については、一般的に収受することは可能であると考えられる。	本提案では、公の施設の使用料に相応するものに限らず、特定の者に提供する役務やその者の利益のために行う事務に対する手数料や報償、あるいは各種事業に対する参加費等について、指定管理者が収受できるようにするよう求めている。現行の利用料金制度において、提案の趣旨に沿ったこれらの料金の収受がすべて可能となるのか、再度検討し、回答されたい。 また、貴省回答によると、「公の施設の利用に係る債権を担保するための保証金については一般的に収受することは可能でも」とのことであるが、本提案においては、使用料に相応するもの（利用料金）ではない当該保証金について、これを指定管理者が収受することが可能となるよう求めている。この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		D		ご指摘の必要なサービスに係る料金については、その詳細な内容が不明であるが、ご指摘の指定管理者に経済的インセンティブを与えるとともに、サービスの向上につながることができ得るような料金については、一般的には使用料（利用料金）の適宜の設定により現行においても対応可能であるところ。 また、指定管理者が、公の施設の利用に係る債権を担保するための（使用料に相応するもの（利用料金）ではない）保証金について、一般的に収受することは可能であると考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ、提案の内容について再度検討し、回答されたい。	指定管理者が特定の者に提供する役務（コピーサービスや電気・水道・ごみ処理等）やその者の利益のために行う手数料、あるいは講習会等の参加費も公の施設の使用料（利用料金）といえるのでしょうか。また、保証金は貸借人に対する未払い賃料債権や損害賠償債権（原状回復等）が生じたときのための預り金と考えられるが、これも指定管理者は収受できないものと考えている。平三・四・二自治行三八自治省行政局行政課長通知では「…利用料金は、公の施設の使用料（自治法第225条）に相応するものであること」とされている。貴省回答では対応可能とのことであるが、再度ご検討のうえ回答願いたい。また、問題ないのであればその旨通知されたい。	D	-	指定管理者が公の施設の管理の範囲において実施するサービスの対価としての料金については、使用料又は利用料金の適宜の設定により現行においても対応可能であるところ。他方、公の施設の管理業務の範囲外として使用料又は利用料金の範囲に含める必要がないもの（コピーサービス等）については、そのコピーサービス等の実施主体が指定管理者であるときは、使用料又は利用料金の一部と位置づけることなく、指定管理者が直接収受することは可能と考えられる。 また、指定管理者が、公の施設の利用に係る債権を担保するための（使用料に相応するもの（利用料金）ではない）保証金について、一般的に収受することは可能であると考えられる。 なお、ご懸念の事項については、本回答によって足りると考えられることから、別途通知する必要まではないものと考える。	11102010	地方自治法の平成15年改正により、指定管理者は公の施設利用に係る料金を収受できるようになったが、その範囲は公の施設の利用の対価であり、公の施設の使用料に相応するものに限られている。これを、特定の者に提供する役務やその者の利益のために行う事務に対する手数料や報償、あるいは各種事業に対する参加費等として収受できるようにすることで、指定管理者の経済的インセンティブを与えるとともに、サービスの向上につながることができ得る。また、指定管理者が管理する賃貸型のオフィスや工場等の債権を担保するための保証金等を収受できるようにすることは、民間の同機施設の敷金や保証金の実態を考えると必要であり、また、指定管理者の経営の安定に資することができる。なお、保証金については、本来、指定管理者が収受すべきものであるが、指定管理者の指定期間が必ずしも人居者の入居期間と一致しないため、公の施設の設置者が収受できるように規定を設けることが、より望ましいものと考える。	板橋区	総務省
4030050	地域通貨（上野原エコノ エコロ マネー・UEM）に対する円兌換可能性の付与と行政が授受するサービスに対する地域通貨による決済	地方自治法第225条・第227条・第228条第1項	第225条「普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」 第227条「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のために するものつき、手数料を徴収することができる。」 第228条第1項「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）」	D		（以下、円兌換制の付与の可否とは切り離して回答する） ・総務省では平成16年度に3団体、平成17年度に5団体を対象に地域通貨モデルシステムの実証実験を支援している。 ・平成16年度の実証実験実施団体（千葉県市川市・福岡県北九州市・熊本県小国町）と平成17年度の実証実験実施団体のうち既に実験を開始した千葉県銚子市、島根県雲南市、大分県別府市及び熊本県阿蘇市では、公民館、美術館、市営駐車場、市営温泉の使用料として地域通貨による決済を行っている。一般に、公共施設等の料金は条例によって定められており、容易に改定することはできないが、実証実験実施団体では条例の解釈の拡大により対応している例もある。 また、実証実験実施団体では、地域通貨の発行量に伴、公共施設等の運営に関わる総務部門や財政部門と地域通貨発行に従事する部門との間で調整することにより、公共施設等の使用料を地域通貨で支払うことによる地方公共団体の収入圧迫リスクを軽減している。 ・このように、提案事項のうち行政が提供するサービスに対する地域通貨による決済は、各地方公共団体における条例の解釈の拡大策」しは条例の改正が必要となるものの、現行の地方自治法の規定に「対応可能	貴省回答は①「現行規定により対応可能」ということであるが、 本提案の趣旨にあるように、手数料その他実費徴収の代金を含んだ行政が提供するサービスに対する対価及び公の施設の使用料等について、地方自治法第231条第1項（歳入の収入の方法）その他の条項に照らして、条例に定めることを同により、これらを地域通貨により支払い、及びこれを収入すること（決裁）が可能であるのか、再度検討し、回答されたい。		D		地方自治法第228条第1項では「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない（以下略）」と規定しており、行政が提供するサービスに対する地域通貨による決済には条例の裏付けが必要。 例えば、実証実験団体のひとつである市川市の市川市文化会館については、使用料を定めた条例の中に「市長は（中略）特段の理由があると認めるときは、使用料を減額、又は免除することができる」として、「使用料の減免」が設定されており、この枠を拡大して運用し、地域通貨による決済を減免の対象として対応している。 このように、条例の解釈の拡大若しくは条例の改正により行政が提供するサービスに対する地域通貨による決済は使用料等の減免の対象とすることで、現行の規定で対応可能である。						10640020	商工会代表・行政代表・UEM利用者代表・大学代表で構成されるNPOを設立し、メンバー登録費と賛助金を準備資産として「ウエノハラ コエコノ マネー」（以下「UEM」）を発行し、次の2点に使用する。①登録メンバー相互間で「相対で合意されたUEM表示価格」によって行われるグッズとサービスの取引。②上野原市が地区ごとに設けている憩いのサロンなどで行われるペビーシッティング、小学生の登下校の際の安全パトロールなどボランティアによって行政に提供されるサービスおよび住民票の発行や市営温泉などと行政が提供するサービスに対する支払い（詳細は別紙1に記述）	ここに提案するUEMは「入会金と賛助金を準備資産として発行される」上に、商店街クーポン券を経由した円兌換と上野原市が授受するサービスへの支払いによってその価値が担保される」ので、北海道栗山町はかつて発行されてきたボランティアベースの地域通貨が内包している「通貨機能の喪失」のリスクがなく、地域通貨本来の機能、すなわち、「法定通貨の下で形成されているビジネスライクな人間関係では掬いきれない小さな巻票」を支えるとした少子化・高齢化問題への対応と地域活性化・安心安全な生活環境創出のエネルギーを持続的に生み出すことが期待できる。本件は教育と避法精神を同立させなければならない大学が参加する開発で織み込んだ特区の認定を得たいと考えている（詳細は別紙1に記述）	山梨産業情報交流ネットワーク 構造改革特区・地域再生研究会	総務省 財務省
0430060	新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者の認定に係る実施計画提出の緩和	地方自治法施行規則第12条の3の2第1項	普通地方公共団体の長が新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、当事業分野の開拓を図る者から、実施計画を提出させることとしている。	F	III	提案を受けて、実施計画の提出の簡素化の実現に向けて対応を検討したい。	貴省回答はF「提案の実現に向けて対応を検討」とあるが、本提案の実現のための措置が直ちに実施できない理由を明らかにすることもに、本提案の実現に向けての対応の検討に当たって、その主体、時期、プロセス、内容等について明らかにされたい。		B-2		提案を受けて、実施計画の提出の簡素化の実現するため、地方自治法施行規則の改正を検討中である。	本提案の実現に向けた、実施計画の提出の簡素化のための措置について、その内容、実施時期等を明らかにされたい。		B－2	-	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約について、新商品により事業分野の開拓を図る者の認定に係る実施計画の提出の簡素化を実現するため、地方自治法施行規則について、所要の改正を行う。	1128010	県若しくは市町村において、どちらかが新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定した際、もう一方は、認定を行った団体へ実施計画等の写し等及び認定の状況を確認し、その内容を踏まえ認定をする。	提案理由 県及び市町村が同様の認定基準の要綱を制定し同じ基準審査を行う際、同じ申請者に係る認定についても、それぞれ実施計画の提出さ様義等実問に答えてもらうなど、それぞれの団体で申請者に事務の負担させており、また、団体においても、それぞれ審査期間を費やしているが、新商品生産者の申請手続等簡略化を図り、ｽﾋｰﾄな認定を行うことで、より地域中小企業者等の商品開発意欲を促し、育成を推進する。 代替措置 県又は市町村が認定した者及び商品に係る実施計画等を県及び市町村で共有することで、実施計画の内容を確認することができる。	青森市	総務省

04 総務省 (8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0430070	地方公共団体に派遣される医師の退職手当の取扱いに係る地方自治法第252条の17第3項の適用除外	地方自治法第252条の17に基づいて職員を派遣する場合は派遣をする地方公共団体が退職手当を負担する。	地方自治法第252条の17に基づいて職員を派遣する場合は派遣をする地方公共団体が退職手当を負担する。	B-1	I	地方公務員の派遣に係る制度については、地方公共団体相互間の協力の問題として、一般的な制度として考えるべきものであり、地方自治法において、次期通常国会を念頭において、一般的な制度として検討していきたい。	貴省回答はB－1 「17年度中に全国的に対応」ということであるが、これには提案の趣旨・内容が実現されるのか明らかにするとともに、当該措置の内容を可能な限り、具体的に示されたい。		B-1	I	提案の趣旨・内容が実現できるよう、地方自治法第252条の17の改正について検討していくところ。 具体的には、現行規定「地方自治法第252条の17第3項」において、他の地方公共団体に職員を派遣した場合、派遣元の団体が退職手当を負担することとなっているが、提案のスキームを含め、一定の条件を満たす場合には、派遣先の団体が退職手当を負担することができるよう特例規定を追加することを検討している。						1013010	1　医師の都市部への集中等により、町村部の自治体医療機関の医師不足が深刻な状況となっており、都市部にあっても産婦人科、精神科等の特定診療科医師が不足している状況にある。 2　医師確保に第一義的に責任を有する市町村の努力だけでは医師不足の解消は極めて困難であり、地域医療の確保に大きな懸念が生じている。 3　このため、県が医師を採用し、計画的・広域的・長期的に市町村へ派遣することにより市町村の医師不足の解消を図るシステムの創設が求められている。 4　この場合、当該医師の退職手当については、地方自治法第252条の17第3項の規定により派遣元（県）が負担することと定められているが、受給者負担及び公平の観点から、派遣を受ける市町村が派遣期間に応じて退職手当相当額を負担することにしてもって医師派遣を円滑に運用することにより市町村の医師不足の解消を図る。	1　県が医師を採用し市町村へ派遣する場合には、医師の資質・志向を勘案しながら、派遣先市町村の同意を得た勤務プログラム（ローテーション）により計画的に派遣することとしている。 2　また、派遣医師が退職する時には、派遣元（県）が退職手当を一括して支給することから、退職手当受給の保障が図られている。 3　その後、市町村が派遣期間に応じた退職手当相当額を派遣元に負担することとするのは、市町村の同意を踏まえた医師不足解消のための派遣であることから、受給者負担及び公平の観点から相当である。 4　したがって、①市町村の医師不足解消を図るための医師派遣に限定すること、②市町村が派遣期間に応じた退職手当相当額を負担することについて同意している場合に限定すること、の限定的取扱いとすれば、派遣職員の身分保障及び職員派遣の円滑な促進を定めた地方自治法第252条の17の規定の許容範囲内の運用であると考える。	青森県、宮崎県	総務省
0430090	歳出予算の執行に係る節の科目の独自設定	地方自治法施行令第150条第2項、地方自治法施行規則第15条第2項	予算の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。	E	—	歳出予算の目節の区分は、地方自治法施行令第150条第2項の規定により、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならないことされている。これは、会計経理の適正な執行を可能にするものであるとともに、統一性を確保することにより他の地方公共団体との比較を議会や住民にとって容易に可能にするためのものである。したがって、歳出予算の節を地方公共団体が独自に設けることは適当ではない。 なお、提案にある「協働事業推進費」の詳細について把握していないが、一般的には、現行の節の区分（報償費、負担金、補助金、委託料等）において整理できるものと考えている。	貴省回答はE（事実誤認）ということであるが、提案の趣旨は、地方自治法施行規則第15条第2項の別記として規定されている歳出予算の節について、1～28節以外に独自の節（「協働推進費」）を設定できるようにすることを求めているものである。 これについての実現の可否及びその理由について、再度検討し、回答されたい。		C		歳出予算の目節の区分は、地方自治法施行令第150条第2項の規定により、総務省令で定める区分を基準として定められなければならないとされている。これは、会計経理の適正な執行を可能にするものであるとともに、統一性を確保することにより他の地方公共団体との比較を議会や住民にとって容易に可能にするためのものである。したがって、歳出予算の節を地方公共団体が独自に設けることは適当ではない。						1057010	新しい公共サービスを提供する仕組みを確立するため、市民活動団体（NPO等）との協働事業の割合を増加させることが必要となっている。この取組みは、今後の自治体経営に欠かせないものであり、多くの市民の関心を引き付けが進むとともに、行財政改革の大きな力となる。このため、平成16年度に「市民活動センター」を設立し、協働事業の推進の拡大を目指している。この協働事業について、協働の相手方と契約を締結する場合、契約書の名称を「協働事業推進契約書」とし、その経費について、歳出予算に計上する節、節の科目を「30協働推進費」としたい。	近年、自治体現場では、市民活動団体等との「協働事業」の必要性が議論されている。総務省の発表した「新しい公共」といった考え方にもあるように、「協働」の取組みが自治体改革の大きな力になる。当市においても「市民活動センター」を設置し、①協働事業の公募実施、②市民活動団体による提案事業の実施が予定されているが、協働の相手方から「委託契約書による委託料ではなく単なる下請けである」との意見が出され、協働事業推進の障害となっている。「一般契約」との委託料」は全く性格の異なるものである。この点を改善し、「協働事業推進契約書による協働推進費の支出」という制度を創設したい。新設の節「30協働推進費」により予算分析も実施する。このことによって、協働事業の割合を増加させ、各分野において市民及び市民活動団体との協働を実現する。	国分寺市	総務省
0430090	電子入札の開札時における立ち会い者の撤廃	地方自治法施行令第167条の8第1項	（一般競争入札の開札及び再度入札） 第百六十七条の八　一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。	C：入札事務に関係のない職員の立会を廃止することE：入札者を立ち会わせなければならないこと	—	落札時の入札者の立ち会いについては、落札に携わった職員の恣意的な行為等の排除等、入札事務の公正・適正な執行を確保するために、原則入札の当事者である入札者又は入札者に代えて入札事務に関係のない職員がその公正・適正な執行を確認することとしているものである。 この趣旨からすると、落札に際して入札者等を立ち会わせないことすることは適当ではない。 なお、入札者は全員落札に参加しなくてもよく、入札事務に関係のない職員を公正を確保できる限りにおいて、最低1人立ち会わせればよいのであって、これが地方公共団体にとって特段の負担になるようなものではないと考えている。	本提案においては、電子入札の方法によれば、入力の際の「なりすまし」や入札金額の改ざんなどの不正を行うことが不可能であることから、この場合に限り、開札時における入札者や当該入札事務に関係のない職員の立ち会いを撤廃することを求めている。 この点を踏まえ、提案の内容が実現できないか、再度検討し、回答されたい。	電子入札の目的の一つに職員の恣意的な行為等の排除があり、開札時においても入札金額の改ざん等が不可能である。さらに、入札（開札）会場は当然にして公開されていることから、立ち会い者を撤廃しても入札事務の公正・適正な執行は確保できると考えている。また、電子入札という情報ツールの活用で公正性が担保される手段がある中で他の事務に専念している職員を形式的な手続きのために、立ち会わせることを特段の負担でないとする考えは理解できない。	C		開札に係る事務については、開札事務執行職員の恣意的な行為等を排除し、もって入札の競争性、公正性及び透明性を制度上確保する必要性から、当事者たる入札者による確認をすることとしているものである。また、入札者が都合により開札に立ち会えない場合でも、この入札者による確認を担保するために開札事務に関係のない職員の立ち会いを制度上求めていることとしている。したがって、この確認を地方公共団体に共通するルールとして制度上定めておく必要があるものであり、これを制度上排除することは適当でない。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	開札の際に当事者たる入札参加者が立ち会うことにより、開札事務執行職員の恣意的な行為等を排除し、入札の競争性、公正性及び透明性を制度上確保することができることとなるものである。したがって、電子入札によること前提としたとしても、入札参加者又はこれに代わる職員を開札に会（立ち会わせないこととすることは適当ではない。 さらに、入札参加者が開札に立ち会えない場合は、開札事務に関係がない職員の立ち会いに代えることができることからしても、開札の立会いが電子入札の導入の大きな妨げになるものとは考えられない。	1135030	電子入札の場合は、入力の際の「なりすまし」や入札金額の改ざんを行うことが不可能なため、開札の際の入札者又は当該入札事務に関係のない職員の立ち会いについて、撤廃することにより、入札・開札会場の省スペース化、入札者の移動コスト縮減及び職員の事務執行の効率化並びに電子入札への円滑な移行につながる。	地方自治法施行令第167条の8（一般競争入札の開札及び再度入札）第1項の規定により開札は、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならないとあるが、入札金額の入力及び開札において不正を行なうことが不可能な電子入札の場合は、立ち会い者を撤廃することにより、入札・開札会場の省スペース化、入札者の移動コスト縮減及び職員の事務執行の効率化並びに電子入札への円滑な移行につながる。	逗子市	総務省
0450100	「行政スリム化改革」推進特区	—	—	C	—	貴市の提案の趣旨である、市町村への事務移譲をはじめとする国、都道府県及び市町村の役割分担の明確化や関与の廃止・縮減等は、当省としても重要であると認識していると ころ。 また、都道府県知事等から市町村長等への事務移譲については、既に、都道府県の判断により、市町村が事務を処理することなる事務処理特例制度により可能であり、平成15年度の地方自治法の一部改正において、市町村長が、都道府県知事に対し、条例による事務処理特例による事務の移譲を申し出ることができるよう所要の改正を行ったところである。 なお、冒頭の点を着実に進めるため、新たな制度の創設によるべきかどうかについては、ご提案の仕組みは現行の構造改革特別区域法の枠組みを超えるものと考えられ、幅広い見地から議論を必要とする問題である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	国と地方に共通する事務について、事務と責任の分担を一致させない限り、市町村に事務が移譲されても事務執行は画一的であり続け、貴重な財源を膨大な中間コストに費やし続けることになります。「事務分担と責任分担の一致」への取組みは、「官から民への改革を有効に進めて行く上でも、欠かせない視点です。回答では、「幅広い見地からの議論を必要とする問題である」とされていますが、今や、その段階ではないと思われます。国自ら「事業仕分」を実施することを明言している状況にあり、本提案を生かしていただけないでしょうか、特区法に、当提案を制度の枠外と明確に定める規定も見当たらないところであり、再度ご検討をお願い致します。	C		貴市の提案の趣旨である、市町村への事務移譲をはじめとする国、都道府県及び市町村の役割分担の明確化や関与の廃止・縮減等は、当省としても重要であると認識しているところ。 御指摘の事業仕分けについては、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、「今後、「小さくて効率的な政府」への道筋を確かなものとするためには、与党の議論を踏まえこれまで以上に事業の仕分け・見直しなどを行いつつ、行政のスリム化、効率化を一層徹底することが必要である。」との観点から、「事業の要否及び主体について仕分けを行い効率化を図り、事務事業の削減（ワークアウト）を強力に進め…（中略）…実施に向けてさらに具体的な取組の検討を要するものについては、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」（略）の知見も活用しながら、遅くとも平成18年6月頃までに行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。」とされ、中でも重点事項として「地方支分部局等の行う業務全般について、「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との観点から、事務・事業を国が直接行う必要性を見極め、抜本的な見直しを行う。」「地方向け補助金配分業務の整理や地方への権限委譲（特に地域振興関連業務）により業務を大胆に縮減する」等とされているところである。 総務省としても、政府のこれらの取組みを通じて、地方分権が一層推進されるよう努力してまいりたい。	右の提案主体の再意見に対し、対応を検討し、回答されたい。	C	-	地方分権の推進は、国、地方を通じる行政の構造改革を進めるよう上で極めて重要な課題であり、総務省としては、地方公共団体をはじめ各方面のご意見を踏まえつつ、引き続き地方分権を積極的に推進してまいる所存である。	1135010	市町村の事務事業には国や都道府県による関与、義務づけが多く存在し、手続きや意思決定を複雑化させ、行政政運営の効率化、組織のスリム化を妨げている。等加市では特区等提案を通じて個別に改革を訴えてきたが、国と地方を通じた構造改革に繋がる中、短期集中的な抜本改革が不可欠と認識する。そこで、特区設定市町村において国及び都道府県との協議の場を設け、関与、義務づけの最小限化と役割分担の明確化への「事務事業仕分け」を行い、実施可能と判断したものを「特例法」により試行することを提案する。 認定市町村自らの改革とあわせ、国、都道府県を含めた「行政スリム化改革」につなげ、全国に波及させようとするものである。	1 市は県の同意を得て特区認定を受け、県・国と共に市の事務事業を対象に協議の場を設ける 2 協議の場において次の「事務事業仕分」を行う。i 国・県・市の役割分担の明確化と重複執行事務事業等の整理　ii 事務執行に際しての関与と義務づけの最小化　iii その他、事務事業の執行及び行政政運営の合理化に向けた施策制改革　iv 推進のための財源調整 3 協議結論は「特例法」により認定市で試行する 4 実施に際し、国・県からの財源移転が必要なものは措置 5 国・県が新たに取組むことされた事務事業は、i 市の地域に限って実施可能なものは法律ちに国又は県が試行。　ii 地域を限定できず、市の地域を越えた実施が妥当なものは、別途、その実施方策を国又は県が講じる 6 以上を特区認定市の事務事業を対象に試行し、その成果の検証により、認定市の改革とあわせ、国と地方を通じた「行政スリム化改革」につなげこれを全国に波及させる（別紙あり）	草加市	総務省
0430110	公職選挙法第9条、10条の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	C	I	選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき問題である。 いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある（なお、国会において議員立法による法案が提出されたこともあるころ）。												1085010	満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市議会議員選挙の投票権を付与する。若年世代に対して政治参加の門戸を開き、市政に若年世代の意思を反映させるとともに、過疎・少子高齢化問題を抱える本市において、有権者人口の世代間の偏在を解消することを目的としている。	提案理由： 今まで中央や地方が行ってきたその場限りの政策と古い体質に終止符を打ち、そして、新鮮かつ先進的な政策を打ち出さない限り、多くの自治体は生き残ることはできない。そこで、本市では、地方主権の確立のため、自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに、若者への施策を展開している。このことをさらに実現するために、50年後、100年後の未来の担い手、地域の担い手である若年層とりわけ18才以上の市民へ地方参政権を付与することは、若者が積極的に政治参加し、その意思を反映させ、まちづくりに目を向けることにより、急速に進展する少子高齢化社会を打ち破る起爆剤となる。若者達に目を向けた施策を展開しない限り、本市や日本の未来は無い。	三次市	総務省
0430120	公職選挙法第9条第2項の改正	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	C	I	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお、国会において議員立法による法案として審議されているころ）。												1085020	一定の要件を満たす永住外国人に対して、市長選挙及び市議会議員選挙の投票権を付与する。このことにより、当然に付与されて然るべき永住外国人の投票権を保障するとともに、地域のコミュニティの醸成を図る。	提案理由： 永住外国人への参政権付与については、以前から国会に法案が提出されているころであるが、具体的な議論の進展がみられず時間のみが経過しているのが現状である。そこで、この状況を打破するため、今回、構造改革特区により永住外国人への参政権付与を実現し、この問題について国民的議論を起こすことにより、永住外国人への参政権付与の是非について、実例に基づいた検証結果と、国民世論の動向が明確になることが期待できる。	三次市	総務省

04 総務省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0430130	インターネットによる政見放送の実施	公職選挙法第150条	公職選挙法第150条により、衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。	C	I	インターネットにおける政見放送については、インターネットによる選挙運動の解禁と密接に関係するものであり、また、選挙運動のあり方にかかわる問題であるため、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地域に最も密着した市長及び市議会選挙にインターネットを利用した政見放送を実施することにより、候補者の政策等の周知が図られるのではないか。公職選挙法第130条の政見放送は、国政又は都道府県知事選挙のみが可能となっているが、法にいう「公益」は市の選挙においても同様に担保されべきであり、テレビ、ラジオというメディアを欠く市町村においては、インターネットは唯一の有効な手段である。また、提案は政見放送のみを取り上げているのであって、インターネットによる選挙活動とは別に判断できるものと考える。この件については総務省自体の見解を伺いたい。	C	I	現行の政見放送について、ラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により行うこととしており、すべての選挙について一般的に保障することは実際上不可能であるので、国政選挙及び都道府県知事選挙に限られているところである。 いずれにせよ、インターネットによる政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、また、インターネットによる選挙運動の解禁と密接に関係するものであるため、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要があると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	現行の政見放送が国政選挙や都道府県知事選挙に限られているからこそ、市長選挙や市議会選挙にも地域の努力により地域に限定し、政見放送を可能としたいというのが今回の提案である。そもそも今回は特区の提案であり、公職選挙法の法解釈を聞いているのではない。また、選挙運動のあり方にかかわることが全て各党各会派で十分に議論されることが前提ならば「いつになるかわからない」貴省が早急に働きかけるべきではないか。それも不可能であるならば、この分野は特区の対象から明確に外すべきと考える。	C	I	インターネットによる政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、また、インターネットによる選挙運動の解禁と密接に関係するものであるため、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要があると考える。	1135100	インターネットを利用した政見放送を市選挙管理委員会の用意する設備により、無料で放送できるする。	新たな情報ツールであるインターネットを利用した政見放送を可能とすることにより、市長選挙および市議会議員選挙において、候補者の政策等を周知を図る。これにより、より市民に身近な選挙となり、投票行動につながる。	逗子市	総務省
0430140	市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためのマニフェストの頒布ができることもに、マニフェスト作成を公営とする特区	公職選挙法第142条の2	総選挙又は通常選挙においては、候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等は、当該候補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の本部において直接発行するパンフレット又は書籍で国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したものとしてお政務大臣に届け出たそれぞれ一種類のパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。	C	I	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・ 選挙運動費用が増嵩することをどう考えるか ・ 現在、国政選挙については、政党についてのみ選挙運動用のパンフレットの頒布を認めているが、地方選挙の候補者に頒布を認める場合、国政選挙の候補者についてどう考えるのか など、検討すべき事項があると考えられる。 いずれにせよ、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	地方選挙においては、マニフェスト作成は社会的に認知されてきており、これを掲げて選挙を行うことにより、有権者は政策等の達成時期や数値目標を検証することができ、市民の市政への参加を促し、市民自治の実現にもつながるものであることから、全国的に広がりを見せているのが現状である。したがって、国政選挙について政党にのみ配付が可能であるという現状を拡大し、市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のためのマニフェストの頒布ができるとともに、マニフェスト作成を公営とする特区を認めていただきたい。	C	I	地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、 ・ 選挙運動費用が増嵩することをどう考えるか ・ 現在、国政選挙については、政党についてのみ選挙運動用のパンフレットの頒布を認めているが、地方選挙の候補者に頒布を認める場合、国政選挙の候補者についてどう考えるのか など、検討すべき事項があると考えられる。 いずれにせよ、地方選挙における選挙運動用パンフレットの頒布については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。							1138050	選挙運動において、より具体的な政策を記載したパンフレット又は書籍の配付が可能となることにより、市民が市政に対する理解を深めることになり、課題となっている投票率の低下傾向に歯止めをかけることになる。 このためにも、パンフレット又は書籍の作成のために従事する事務員の人件費を公営とすることにより、当該パンフレット又は書籍の作成に負担がかからないようにする。	現在国政選挙については、政党が国政に関する重要政策を記載したパンフレット等を選挙運動のために頒布することができるが、首長及び議会の議員の選挙においては文書図画の頒布は通常はがきについて一定部数認められているだけである。候補者が市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を示すことにより、有権者が政策の達成時期や数値目標を検証することが可能となり、市民の市政への参加を促し、市民が市政に対する理解を深めることにつながることになる。したがって、市長、市議会議員選挙の候補者が選挙運動のために、市政に関する重要事項及びこれを実現するための基本的な方策等を記載したパンフレット又は書籍を、選挙運動のために頒布することができるようにする。また、本市では本年4月1日に、多治見市マニフェスト支援に関する要綱を定め、マニフェストの作成を容易にするため、多治見市情報公開条例に基づく情報提供施策として、市が保有する各種計画等の情報を立候補予定者に対して公平に提供することとしている。この制度とパンフレット又は書籍の作成のために従事する事務員の人件費を公営とすることと併せて実施することにより、より一層マニフェスト作成が普及することになる。	多治見市	総務省
0430150	市長、市議会議員およびその候補者等の寄附の特例	公職選挙法199条の2	公職の候補者、公職の候補者となろうとする者（公職に係る者を含む。以下「公職の候補者等」という。）が選挙区内にある者に対して寄附は、特別の場合を除き、認められることとしているものである。したがって、仮に善意の寄附であってもこれを認めることは、その趣旨が損なわれるおそれがあり、また、何が善意の寄附かの選別も困難である。 いずれにせよ、寄附禁止の在り方については、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	C	I	国会での議論を踏まえ、昭和50年の公職選挙法改正において、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資するため、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者（公職に係る者を含む。以下「公職の候補者等」という。）が選挙区内にある者に対してする寄附は、特別の場合を除き、認められることとしているものである。したがって、善意の寄附であってもこれを認めることは、その趣旨が損なわれるおそれがあり、また、何が善意の寄附かの選別も困難である。 いずれにせ、寄附禁止のあり方については、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	赤い羽根募金は、概ね100円以下が一般的であり、法の趣旨は理解できるが、明らかに度を越した規制である。例えば、赤い羽根募金は、1人1回1,000円とするなどの条件を付したらどうか。「善意」の選別性の困難さを論拠としているが、募金は行為そのものが善意であり、一般に国民の多くが行い、かつ信頼が社会的常識である赤い羽根に関しては、地盤形成や、全かのかる選挙につながるものとは考えられない。「特別な場合」に含まれるとしても、法の主旨には反しないと考える。この件について総務省自体の見解を伺いたい。	C	I	国会での議論を踏まえ、昭和50年の公職選挙法改正において、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資するため、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者（公職に係る者を含む。以下「公職の候補者等」という。）が選挙区内にある者に対してする寄附は、公職選挙法第199条の2ただし書の場合を除き、認められることとしており、寄附の金額や内容にかかわらず禁止されているものである。 いずれにせよ、寄附禁止のあり方については、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要があると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省の回答にある昭和50年の公職選挙法改正による、「金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資する」ことと今回の提案の赤い羽根（上限100円位）募金の寄附とは質が明らかに違うと考える。法の趣旨に反しないのであれば「特別な場合」に含めてもよいのではないか。	C	I	国会での議論を踏まえ、昭和50年の公職選挙法改正において、金のかかる選挙を是正し、選挙の浄化に資するため、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者（公職に係る者を含む。以下「公職の候補者等」という。）が選挙区内にある者に対してする寄附は、公職選挙法第199条の2ただし書の場合を除き、認められることとしており、寄附の金額や内容にかかわらず禁止されているものである。 いずれにせ、寄附禁止のあり方については、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要があると考える。	1135110	寄附行為のうち、赤い羽根募金について、当該選挙区内であっても、市長、市議会議員およびその候補者、候補者になろうとする者の寄附を認める。これにより得た赤い羽根を募金箱開中、身につけることが出来るとする。	小額が一般的であり、かつ世間に広く認知され社会の構成員として寄附行為が常主家との評価につながるものではない赤い羽根募金について、地盤培養行為につながるとは考えられず、行き過ぎの規制といえる。寄附を認めることにより、行政を担う者である市長、市議会議員が市民感覚で社会貢献することが出来る。同時に、市民にとって、赤い羽根募を付け政治家が身近になるとともに、政治家自身の社会の構成員の一員であるという自覚の醸成に役立つ。	逗子市	総務省
0430160	選挙における連呼行為の禁止	公職選挙法140条の2、第141条の3	午前8時から午後8時までの間に限り、選挙運動のために使用される自動車の上において、選挙運動のための連呼行為をすることができる。	C	I	選挙における連呼行為については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	全ての選挙運動が候補者の政策等を有権者に周知させる方法となるならば、移動中の自動車からの連呼行為は現実的に効果がほとんどないのではないか。ただいたずらに市民生活の静穏を乱すだけだと思える。この件について総務省自体の見解を伺いたい。	C	I	移動中の自動車からの連呼行為も含め、選挙における連呼行為については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要があると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省の回答が再度「選挙運動のあり方にかかわる問題が各党各会派で十分に議論されることが必要である」というものだけならば、提案者としても意見を提出する余地がない。提案者の内容に即した回答を希望する。	C	I	移動中の自動車からの連呼行為も含め、選挙における連呼行為については、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは各党各会派で十分に議論がなされる必要があると考える。	1135120	地方選挙の選挙運動において、拡声器の使用不使用にかかわらず、自動車の移動中における連呼行為を禁止する。	拡声機の正当な使用を担保し、政策を訴える行為として選挙活動を促進するとともに、市民生活の静穏を保持するため、自動車の移動中における連呼行為を禁止する。	逗子市	総務省
0430170	給与支給方式の口座振込による統一化	地方公務員法第25条2項	職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。	C	C	提案によると、「口座振込により振り込まれた給与の金額が所定の給与支給日に払い出し得る状況におれば、通貨での支払いがあったものとみなす」とあるが、地方公務員第25条第2項は、現物支給を禁止し、給与の完全、確実かつ容易な受け取りを保障しようとする通貨払いの原則を定めており、給与の口座振込については、③職員の意思に基づいているものであること、②職員が指定する本人名義の預金又は貯金の口座に振り込まれること、③振り込まれた給与の全額が所定の給与支払日に払い出し得る状況にあること、を満たす場合には、この原則に抵触しないとされている。 仮に、職員本人の意思に基づかない口座振込や本人が指定していない本人名義の預金又は貯金の口座への振込により、使用者たる地方公共団体が給与を支給することができることとされれば、一方的に給与の支払いが完了されることとなり、職員にとって給与の完全、確実かつ容易な受け取りを保障する地方公務員法第25条第2項の趣旨を没却することになると言わざるを得ないものの、（なお、通貨払いの原則の例外として、口座振込による給与の支給については、民間労働者（労働基準法施行規則第7条の2第1項）及び国家公務員（人事院規則）とも、本人の同意又は申出があることが前提とされているところ。）したがって、ご提案のような口座振込を可能とすることは適当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	社会情勢の変化から口座振込は一般化しており、本人ではない第3者が金融機関から受け取り給与支給者へ確実に手渡さなければならないリスクを考慮すると地方公務員法第25条第2項の趣旨を没却するとは言えず、むしろ信頼性が高いと考えます。厳しい財政状況のなか、職員への給与の現金支給にコストをかけていのは、県民の目線からみても疑問が残るところであり、ぜひとも再検討をお願いしたいところですが、困難であれば、職員に対して給与を口座振込で支給することができる条例化を検討したいと考え、条例化が法に抵触しないか、また給与支給の3原則の特例として口座振込で選択することが可能か、ご回答をお願いします。	C	I	再検討要請によると、「社会情勢の変化から口座振込は一般化して」いるとのことであるが、民間労働者（労働基準法施行規則第7条の2第1項）及び国家公務員（人事院規則9－7第1条の3）とも、口座振込による給与の支給については、本人の同意又は申出があることが通貨払いの原則に抵触しない前提とされているところであり、本人の同意等によらない一方的な口座振込が社会情勢として一般化しているとは言えない。また、本人の意思に基づかない一方的な給与の口座振込や本人が指定していない本人名義の預金又は貯金の口座への給与の振込が、直接本人に通貨で支払う場合よりも信頼性が高いとは言えない。したがって、地方公共団体が何らの本人の同意等を得ていない口座一方的に給与を振り込むことにより、当該地方公共団体の職員に対する給与債務の弁済が完了することは、給与の完全、確実かつ容易な受け取りを保障する地方公務員法第25条第2項の立法趣旨に抵触するものと言わざるを得ない。 なお、「職員に対して給与を口座振込で支給することができる条例化」については、現行制度において、もとより給与の支給方法については条例で規定することとされているところであるが、条例で本人の同意等を得ない口座振込による給与債務の弁済について規定することは、上記と同様の趣旨から地方公務員法25条第2項に体現されている基本的な労働法制の考え方に抵触する恐れがあるものと言わざるを得ない。							1086060	現金支給事務により、資金前渡職員の指名・認定事務や金種の区分・袋詰の作業が発生している。また資金前渡職員が当日金融機関へ現金を受け取りに行く手間や、給与支給者に確実に渡すまでの安全性も考慮しなければならず、金融機関側にも負担がかかっている。全国銀行協会から給与支給方式の口座振込への統一に対する要請がされているとともに、支給方式を口座振込に統一することで、県庁全体の給務事務を集中化することが可能となり、コスト削減に繋がる。	提案理由: 本県においても、職員に給与の口座振込について、強く協力を呼びかけているが、現在のところ、口座振込率が99.28%と100%は達成できていない。昭和25年に施行された地方公務員法により、「通貨で支給」と規定されているが、昭和49年に人事院規則で口座振込も可能とされてから約30年が経過しており、法律が施行された当時とは、比較にならない程ど口座振込は一般化し、信頼性も確保されている。本特例措置により、県庁全体の給与事務の集中化が可能となり、コストの削減が見込める。	高知県	総務省 厚生労働省
0430180	国立大学法人に対する寄附金等の支出の緩和	・地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	地方公共団体と国立大学法人との連携強化については、平成14年11月に地方財政再建促進特別措置法施行令を改正し、地方公共団体の要請に基づいて国立大学法人が実施する研究開発等で、一定の要件を満たすものに要する経費に対しては、地方公共団体が寄附金等を支出できるよう措置したところであり、同措置の一環の活用を図られたい。 また、「地域の知の拠点再生プログラム」（仮称）において、地方公共団体が、地域産業の振興等に寄与する研究開発等を地域再生計画に位置付け、当該地方公共団体の要請に応じて国立大学法人が実施する場合には、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項に基づく寄附金等の支出協議手続を簡素化する等の措置を検討しているところである。 一方、国立大学法人の通常の運営に要する経費は、国立大学法人ひいては国が負担するべきものであるから、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の対象から国立大学法人そのものを除外することは認められない。	C	I	貴省回答によると「地方財政再建促進特別措置法第24条第2項に基づく寄附金等の支出協議手続を簡素化する等の措置を検討している」とのことであるが、提案にあるように、地域と大学が連携した措置となるように、検討を進められたい。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	現在、大阪同意手続きの簡素化を検討しているとしているが、そもそも、国と地方が対等の関係にされる分権型社会においては、国から地方への一方的な財政負担の転嫁という ことはあり得ず、また、住民や議会等による チェック機能も考えれば、逐一、大臣の同意を要するという規定は、地方自治体の自己決定と自己責任を最大限尊重するという地方分権の趣旨に反するため、国に権限を残したまま手続き簡素化でなく地方の裁量権を拡大する方向で見直すべきである。	C	I	提案のご趣旨を踏まえ、地方公共団体と地域の大学との連携による地域再生を推進する観点から検討を進めることとし、「地域の知の拠点再生プログラム」（仮称）が地域再生本部で決定されるまでには結論を得ることとしたい。 なお、再建法第24条第2項に基づく寄附金等の支出協議手続は、国と地方の適切な財政負担の観点から、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）においてもその必要性が是認されているところであり、制度の枠組みは維持しつつ、提案のご趣旨を踏まえ検討を進めることとしたい。							1017010	県としては、国立大学法人と連携しながら地域独自の取り組みを行うことにしており、大学が持つ知的資源を活用したい。一方、国立大学法人側でも地 域に根ざした事業に取り組むことにより、地域貢献を望んでおり、地方公共団体による国立大学法人への財政支出の制約がなくなれば、両者の連携強化が一層図られる。	・地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、 同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。 「国では、地方財政再建促進特別措置法に基づく寄附等の制限は、国と地方の財政秩序を 維持する観点から、自発的寄附等の名目による国から地方団体への負担の転嫁を防止するための措置であるとしている。 一方で、経済社会システムが大き く変化する中で、各地域の雑課題に対して地方が国立 大学法人も含め国等と連携しながら事業を展開してい場面も多くなっており、本条項による制限により、相互の共同事業や連携事業が制約され、新たな事業展開が図れない状況になっている。	秋田県	総務省

04 総務省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制改革特例提案事項番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0430190	下水道施設の耐用年数の延長とそれに伴う下水道事業債の償還期限の延長	地方財政法第5条の2 「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勤定科目等について」（昭和38年12月12日自治丙企発第5号） 「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勤定科目等について」 （昭和38年12月12日自治丙企発第5号）	(1) 耐用年数の根拠を国交省通知とすることについて 下水道事業の耐用年数については、ご指摘の財務省令を根拠とするものではなく、「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勤定科目等について（昭和38年12月12日自治丙企発第5号）」による耐用年数の取扱いにより整理されていると理解「公営企業法適用事業だけでなく法非適用事業も同様」。当通知においては、建築物であれば処理設備・管渠50年、機械設備であればポンプ設備20年など、国交省通知と同程度の内容。 (2) 耐用年数に基づく起債の償還年限の延長について 償還年限の限度（借換等まで含む）は、ご要望の内容に沿った取扱い（国交省通知と同程度の耐用年数の設定）が現状も行われている。 しかし、下水道事業における各資金毎の償還年限については、政府資金が30年、公庫資金が28年となっており、下水道事業における耐用年数とは差が生じている現状。（現在の各資金の償還年限の設定については、耐用年数と同じものとして設定されているものではないと思料。（その差をカバーするための制度が既に存在）） (1) 耐用年数の根拠を国交省通知とすることについて 下水道事業の耐用年数については、ご指摘の財務省令を根拠とするものではなく、「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勤定科目等について（昭和38年12月12日自治丙企発第5号）」による耐用年数の取扱いにより整理されていると理解「公営企業法適用事業だけでなく法非適用事業も同様」。当通知においては、建築物であれば処理設備・管渠50年、機械設備であればポンプ設備20年など、国交省通知と同程度の内容。 (2) 耐用年数に基づく起債の償還年限の延長について 償還年限の限度（借換等まで含む）は、ご要望の内容に沿った取扱い（国交省通知と同程度の耐用年数の設定）が現状も行われている。 なお、ご指摘の点を解決するために、平成16年度より下水道事業債の償還期間と減価償却期間との間に差が生じることによる構造的な資金不足に対する措置として、資本費平準化債の対象範囲を拡大し、償還元金から原価償却費を差し引いた額について起債可能としたのでご活用いただきたい。	D	Ⅳ	貴省回答によればD（現行規定により対応可）であり、政府等資金の償還年限の延長について、耐用年数に応じた償還年限の延長を関係機関に要望しているとのことであるが、当該要望に対する関係諸機関の対応等について、明らかにされたい。	D	Ⅳ	平成18年度の政府資金に係る償還期限の延長については、財務省に認められなかったところ。						1100100	美しい海岸線や多彩な生態系など、ふんだんな地域資源を有する京丹後市では、海・山・川を活かした憩いの場づくりを進めており、この豊かな地域資源を守るため汚水処理施設の早期整備促進をめざしている。全国の下水道普及率が68%という中で、京丹後市の普及率はわ24%にとどまっている。下水道の整備に伴う起債の償還金は莫大で、償還利息だけで一般会計から多額の繰り入れをしているが、このままでは、毎年一般会計から繰り入れを行ったとしても新規の整備に着手できない状態が当面続く。このため、償還期限を延長することにより、新規事業を推進して普及率を高め、料金収入を加速させる。	「提案理由」 下水道施設の補助対象施設については国土交通省の平成15年の事務連絡で定められているが、原価償却資産としての下水道設備の耐用年数はそれより短い。また、その資産の耐用年数を根拠に起債の償還期限が定められている。今回の提案で、補助対象の規定に統一することで耐用年数を延長し、起債の償還期限も延長する。また既存の起債に関しても適用することで、毎年の償還額が縮小され、下水道事業の推進を図ることができる。 「代替措置」 償還期限が延長されればその間の利息が心配されるが、下水道事業の普及にとらないの利用料収入が見込めることからその分確保できると考える。	京丹後市	総務省 財務省
0430200	現行郵便局業務に関わる規制の緩和	日本郵政公社法第1条、第19条	郵便局において、日本郵政公社法第1条に規定する目的に基づき、同法第19条に限定的に規定されている業務を行うものであり、郵便職員は、この業務に従事するものとされている。	C	Ⅰ	郵便局は、日本郵政公社法に基づき、独立採算性の下、信書等の送達の役務等を提供する業務を行う等を目的として、業務を限定しているものであり、郵便局が日本郵政公社としての業務を行うとともに、ご提案にあるような「営利事業ができるようなら措置」を講じること、また、この営利事業に郵便局職員を従事させることは不適切と考える。	本提案の趣旨は、特区内の郵便局が営利事業をできるよう、国家公務員法に一時的に特例を設けることにある。 この点及びその提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	当方の提案を「不適切」と判断した理由を開示ねがいます。当方の提案は二年後には設立される郵便局株式会社の為に目黒区内の特定郵便局スタッフの協力を得て「／S（Feasibility Study;実行可能性調査）を行うための法の例外措置提案です。郵政民営化を成功させるためには、現役の郵便局職員を動員して完璧な「／Sをしなければならないと思います。そしてその為には国家公務員法に準じる郵政公社法に規制されている局員さんたちが、将来の郵便局会社の目的である営利事業を行えるように法的な例外規定を確保しその上で現在の身分のまま企業として採算のあう収益をあげることを目的に「F／Sを実行できるようにしたいと思うものであります。再検討をお願いします。	C	Ⅰ	郵便局株式会社が設立される等までの郵政民営化の準備期間中の職務の遂行に当たっては、円滑な民営化に向け、現行法定された公社の業務に専念することが適当であり、ご提案にあるような他の企業が行う営利事業に郵便局の職員が従事することは、現行職務の遂行に支障が生じる可能性が高いことから不適切である。なお、国家公務員法において、職員の兼業の許可に係る制限が設けられているところであるが、職務の遂行に支障が生ずる場合は、許可されないこととなっている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	Ⅰ	ご回答に「他の企業が行う営利事業に郵便局の職員が従事」云々とありますが、誤解です。当方の提案は目黒区内の特定郵便局が自らの手で「／Sを行う」と言う為に特区としての例外措置を提案したものです。現在は日本郵政公社法によって規制を受けますから、このような「F S」ができません。特区の許可が下り次第、目黒区内の24郵便局の自発的企画として現場のつくるＦＳ案を目黒区が提出予定です。ＦＳの範囲については資料提出済みです。此れだけのことをしっかり調査検討しなければ、郵便局会社ができたとしても、企業間競争に耐えます。最重要事は各特定郵便局員が自らイニシャティブを発揮して「働けば働いただけ儲かる」システムを構築することです。						1058010	小泉首相は民間でやれることは民間が行うという趣旨の発言をされた。此れを受けて、前国会では、郵便局がコンビニになる等の議論が交わされた。私はコンビニより も更に先進的な「物流の実行機関を企図して、目黒区内の特定郵便局の協力でＦ／Ｓを行いたい。現場の声を反映するために、国家公務員法に一時的に特例を設けて、特区内の郵便局が営利事業ができるような措置が必要なので、ここに提案するものである。許可された暁には、郵便小包の荷受の貨物に関する受渡と決済を試行し、民営郵便局会社のプロトタイプとしたい。国の郵便局会社が全国各市町村に普及するのは10年かかる計画だが、我々のノウハウを各市町村に有償で譲渡したい。	生産から消費への物流は生産者→商社→問屋→小売屋という伝統的な流れと、生産者から大規模小売業者という比較的新しい流れとがある。前者は後者に代替されつつあり、且つ百貨店・スーパーがコンビニに代替されつつある。今後はパソコンや携帯電話で生産者と消費者が直結され、適正な生産計画によって在庫が事実上ゼロとなる。従って消費者価格が限りなく生産コストに近づく、さらに郵便局の局留め貨物を「まとめて」運送コストは大幅に軽減される。郵便局員が貨物を消費者に手渡す前に代金をＡＴＭで生産者に送金したことを確認する業務により、売上代金回収を担保できるので、生産者としては債権リスクをゼロとすることが可能となる。このように郵便局が受渡と決済を行うことによって社会の役にたつのであるから、その分生産者から手数料を収入できる。同様な郵便局規定を提案したい。特例の適用による弊害はない。（別様あり）	株式会社データバンク	総務省
0410210	郵政官署による市町村事務委託特別区域	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第1条 日本郵政公社法第19条第2項第1号	1　地方公共団体は、日本郵政公社との協議（規約の制定・議会の議決必要）により規約を定め、次に掲げる事務を郵便局において取り扱わせることができる。 ◯　戸籍の謄本、抄本等 ◯　納税証明書 ◯　外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書 ◯　住民票の写し及び住民票記載事項証明書 日本郵政公社法第19条第2項第1号 ◯　戸籍の附票の写し ◯　印鑑登録証明書 の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務（本人請求に係るもの） 2 日本郵政公社は、上記により取扱う地方公共団体の事務その他委託を受けた地方公共団体の事務を取り扱う	C		「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に列挙する各種証明書の交付事務は、住民の個人情報に関わり、プライバシーの保護、人権への配慮等の観点から、特に慎重かつ適正な事務処理が求められることから、当該交付事務の公証行為自体は、地方公共団体の長に留保し、郵便局の窓口では、事実行為のみを行うこととしている。一方、多治見市が郵便局に委託したいとしている57事務のうち、第7次提案までの回答で「現行の規定により対応可能（D－1）」とした29事務を除（28事務についても、住民の個人情報に関わり、プライバシーの保護、人権への配慮等の観点から、特に慎重かつ適正な事務処理が求められるものであるが、相談に対する対応や、質問により請求者等の実情を把握した上での判断、場合によっては他の窓口に取り次ぎなど事実行為にとどまらない場合があり、特区として対応することはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	現行の規定により対応可能な（D-1）29事務を除（28事務について、事務の多くは申請書の受付であり、相談対応や実施把握したうえでの判断などは生じない事務であるし、かしし、貴省が懸念されている事実行為にとどまらない場合の対応としては、委託郵便局に専用FAX及び電話を設置し、FAXで市役所へ送信された申請書・各届出書の内容について、市役所職員が直接電話で聞き取りを行うこととしても、公証行為の一部を含む事務の性格上、郵便局の職員が実施すべきものではないため、特区として対応することはできない。	C		多治見市が郵便局に委託したいとしている57事務のうち、第7次提案までの回答で現行の規定により対応可能とした29事務を除く（28事務については、住民の個人情報に関わり、プライバシーの保護、人権への配慮等の観点から、特に慎重かつ適正な事務処理が求められるものであるが、相談に対する対応や、質問により請求者等の実情を把握した上での判断、場合によっては他の窓口への取り次ぎなど、事実行為にとどまらない場合があり、特区として対応することはできない。	郵政官署による市町村事務委託特別区域については、第2次募集から提案しているが、対応不可の回答に留まっている。理由として各個人情報に関わるプライバシーの保護等は、国家公務員法第100条「秘密を守る義務」で担保されている。事務処理については、マニュアルの整備や実務研修の実施によって正確な処理はできると判断する。また、FAX及び電話の設置によって内容の点検や審査を市役所照当窓口が行うため、公証事務ではなく取次事務である考える。この事務でかかる経費（人件費等）を委託料として郵政官署に負担することにより、国、地方自治体において課題となっている効率的な行政運営を実現することが可能であり、地域の住民から幅広い支持が得られ、大きなメリットがあると考え提案する。	多治見市	総務省
0430220	ケアハウスに設置するスプリンクラーの要件緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令第6条、同令第12条第1項第3号、消防法施行規則第13条第2項	ケアハウスについては、消防法施行令第12条第1項第3号に基づき、床面積の合計が6,000㎡以上のもの（「平屋建を除く。」）に対し、スプリンクラー設備の設置が必要とされている。	E		床面積の合計が6,000㎡未満のケアハウスについては、消防法令でスプリンクラー設備の設置義務を課していないことから、特区によるべき事項ではない。											1153010	（省略）の（省略）廃校校舎を地域再生、雇用の確保、地元経済の発展の為に（省略）最初のケアハウスとして再利用したいと思います。	（省略）では（省略）の廃校跡を知的障害者授産施設として社会福祉法人が有効活用します。当地でも地域の雇用の改善、地元商店街の活性化、そして何よりも長い冬・積雪におびえる高齢者世帯のための廃校となった空き校舎を20人程度のケアハウスとして有効活用したいと思ってます。本来消防法ではケアハウスは延べ床面積6,000㎡以上のものに設置するものとなっています。けれども各消防本部による見解が異なり特定型ケアハウスの場合、避難が困難なものとして扱われ、1,000㎡以上に設置するということもあると聞く為提案しました。代替措置の内容①二方向避難広い階段が確保②片側は廊下で窓はすべて開けられる。もう片方の居室にもすべて開けられるサッシとなっていて煙を十分に排出③各居室に消火器を設置、又は別な措置として計画の建築物は2階建てであるが、入所者のうち、特定入所者の入所1階とし、その床面積を1,000㎡以下とします。	個人	総務省
0430230	ケアハウスに設置する屋内消火栓の要件の緩和	消防法第17条第1項、消防法施行令第6条、同令第11条第1項第2号	ケアハウスについては、消防法施行令第11条第1項第2号に基づき、延べ面積の合計が700㎡以上のものに対し、屋内消火栓設備の設置が必要とされている。	C		ケアハウスを利用する高齢者は、自ら避難することが困難な場合が多く、初期消火が有効に行われなければ火災の拡大により被害が大きくなる可能性が高い。 これに対して、屋内消火栓設備は、屋内に設置するものであることから、建築物内の可燃物等に最火した最も初期の段階の火災に対して効力を有するものであり、火災が発生した場合の迅速な消火活動に寄与するものである。 以上のことから、ケアハウスにおける屋内消火栓設備の設置要件を緩和することはできない。											1153020	（省略）の（省略）（延べ床面積990㎡）だったものが現在では使われてなく、地域の損失のために小規模ケアハウスとして再利用したいと思います。本来消防法ではケアハウスは延べ床面積700㎡以上のものに設置すべきとなっているが1,000㎡以上となるよう緩和していただきたい。	（省略）では（省略）の廃校跡を知的障害者授産施設として社会福祉法人が有効活用します。当地でも地域の雇用の改善、地元商店街の活性化、そして何よりも長い冬・積雪におびえる高齢者世帯のための空家となった（省略）を20人程度の小規模ケアハウスとして有効活用したいと思っています。本来消防法ではケアハウスは延べ床面積700㎡以上のものに設置すべきとなっているが1,000㎡以上となるよう緩和していただきたい。是非よろしくお願いいたします。その代替措置として建物と並行してすぐ目の前に水量豊かな大きめの川があり、建物から5m先に消防署がある為、すぐ川の水を使って消火できます。こんな地理的な有利さは全国にはないと思われます。それから念のために可搬式動力ポンプを設置いたします。	個人	総務省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0430240	防護対象物への水噴霧・泡ヘッド取付け基準の緩和	危険物の規制に関する政令第20条 危険物の貯蔵に関する規則第32条の5、第32条の8	危険物施設には、その施設の形態に応じた消火設備を設置する必要がある。	E		要望者の有する施設が製造所又は一般取扱所であれば、全架構床面において危険物機器を据え付けていない部分については、水噴霧消火設備又は泡消火設備以外の消火設備を設けることは可能である。	貴省回答はE（事実誤認）ということであるが、本提案においては、架構に据え付けた危険物機器に第3種消火設備である水噴霧消火設備や泡消火設備を設置する場合の基準の緩和を求めている。 これについては、他の消化設備の設置を前提にするのではなく、代替措置として、危険物機器据付け床面の周囲に液止めを設置し危険物機器から漏洩した液の拡散を防止し防災レベルを確保する等の措置を講ずることにより、危険物機器を据え付けていない架構床面に対しては水噴霧消火設備、泡消火設備のいずれも取り付けなくてもよいようにするというのが、提案の趣旨である。 これについての実現の可否及びその理由を明らかにするよう、再度検討し、回答されたい。	現行規定下において水噴霧消火設備や泡消火設備の他に屋外消火設備や屋内消火設備等が設置出来ることは承知している。しかし、弊事業所のように可燃物を多く取り扱う石油化学プラントでは、人が発災現場に行って消火作業をする消火栓設備等は、操作者の安全面や人手確保面で不適中又通常設置せず、人手を要すべく遠隔操作可能な固定式の水噴霧消火設備等を設置している。従って、1次回答の内容（水噴霧消火設備等以外の消火栓設備等を設置せよ）は提案者の要望（水噴霧消火設備等設置の場合の設置基準の緩和）に応えられていない。	C	III	危険物機器を据え付けていない架構床面において火災が生じた際、消火設備を設置していないことで、火災が拡大し危険物機器にまで延焼する恐れがある。 以上のことから、危険物機器を据付ていない架構床面に対する消火設備の取り付けを不要にすることはできない。	右の提案主体からの意見については、回答されたい。	危険物施設において、危険物機器を据え付けていない架構床面に対しては噴霧ヘッドを有する固定式の消火設備（水噴霧消火設備や泡消火設備（固定式（のいずれか）を取り付けし、危険物機器を据え付けていない架構床面に対しては移動式の消火設備（屋外消火栓設備、屋内消火栓設備、泡消火設備（移動式）及び粉末消火設備等のいずれかを切り分けて取り付けることが、現行法（補足資料1～6）において可能であることの確認をお願いしたい。	D	III	第1回目の回答のとおり、要望者の有する施設が製造所又は一般取扱所であれば、危険物機器を備え付けている部分に防護対象物の火災を有効に消火できるように水噴霧消火設備又は泡消火設備を据え付け、その他の部分に水噴霧消火設備又は泡消火設備以外の消火設備を設けることは可能である。	1006010	発災時に貴重な消火用水は、可燃物を取り扱う設備に対し集中させ有効に使用することを目指す。具体的には、架構に据え付けた危険物機器に第3種消火設備である水噴霧消火設備や泡消火設備を設置する場合、危険物機器を据え付けた架構床面に対して水噴霧ヘッドや泡ヘッドを取り付けし、危険物機器を据え付けていない架構床面に対しては取り付けない。本提案によって、防消火設備（水噴霧ヘッド、泡ヘッド、消火用水配管、消火用水供給ポンプ等）の設備費の削減につながる。（添付資料1（図1、水噴霧・泡ヘッドの配置平面図例）参照。	（提案理由）○現行法では、水噴霧・泡ヘッドは防護対象物（消火すべき対象物）の全ての表面積（建築物（架構のような工作物を含む）の場合は、床面積）に対し取り付けが必要だが、危険物機器の無い架構床面では火災発生の可能性が少ないので、ヘッド取り付けを不要にする。○高圧ガス設備（高圧ガス保安法適用）の防消火設備（水噴霧ヘッド）は、高圧ガス設備に対してのみ設置し、高圧ガス設備の無い床面へは設置してない。有機化学品製造プラントの1例で、泡ヘッド総数に占める危険物機器の無い架構床面対応のヘッド数は29%であり、本提案によってこれを削減できる。添付資料1（ヘッド数算出根拠）参照。 （代替措置）火災発生源は危険物機器からの液漏洩や火、例えば、危険物機器据付け床面の周囲に液止めを設置し危険物機器から漏洩した液の拡散を防止し防災レベルを確保する。	大分コンビナート立地企業連絡協議会	総務省
0460050	コンビナート事業所における防油堤内通過配管の設置の緩和	危険物の規制に関する規則第22条第2項第11号	屋外タンク貯蔵所の防油堤内においては、当該屋外タンク貯蔵所に係る配管以外の配管の設置を禁止している。	C		防油堤内の危険物配管通過を認めた場合、以下のような問題があるため認められない。 ・通過する配管から危険物が漏洩する危険性があること。 ・防油堤内に漏洩した危険物の回収等の消防活動を実施するに際して支障をきたすこと。 等	提案主体は、防油堤内通過配管の設置の緩和に当たって、配管からの漏洩防止対策の向上を図るための代替措置を示しているところである。 この点及びその提案主体からの意見を踏まえ、提案が実現できないか、再度検討し、回答されたい。	前段の「配管からの漏洩」に関しては、防油堤を「通過する」「しない」に関わらずおこりうる事象であり、今回の提案では、代替措置として、遮断弁の設置等により、配管からの漏洩の危険性を低減を図ることとしています。 後段の「消防活動に支障」に関しては、防油堤内の方が拡散が極小化され、防油堤外より回収は容易と考えます。 また、今回の提案では、消防活動に支障をきたさないように、設置されている全ての危険物屋外貯蔵タンクが構内道路に直接面している防油堤に限定することと提案しておりますが、この「代替措置」について、貴省のご見解をご教示願います。	C	III	防油堤内における配管から危険物が漏えいし、これに着火した場合、タンク本体に延焼する恐れが生じる。また、タンクにおいて発災した際に、防油堤内の配管が破断することで、災害の拡大につながる恐れがある。 遮断弁の設置は、迅速な遮断措置の実施、停電時の機能確保など問題が多く、代替措置として適当と判断することはできない。 また、防油堤内のタンク全てが構内道路に面していたとしても、防油堤内で発生した火災の消火作業や漏えいした危険物の回収作業を行うに際して、防油堤内通過配管は消防活動に支障をきたす。 以上のことから、コンビナート事業所における防油堤内通過配管の設置の緩和を認めることはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	「遮断弁の設置」に関しては、災害時には、フェールセーフ（遮断）状態となるよう設定されており迅速な遮断措置は可能であり、また、バックアップ電源により停電時においても機能は確保されています。 「消防活動に支障」に関しては、既設配管に通過配管を並設することから、支障の度合いに大差はないと考えます。 なお、一律に通過配管を認めないのではなく、配管からの漏洩防止対策など安全性の向上や消防活動に支障をきたさない対応を図ることで、危険物の規制に関する政令第23条（基準の特例）の規定に基づき、地元自治体との協議の上、現場の状況（例えば、タンクの内容物、通過させようとする配管のサイズや流体物など）によっては防油堤内の通過配管の設置が実現可能であるかどうか御教示願います。	C	III	遮断弁の設置は、迅速な遮断措置の実施、停電時の機能確保など問題が多く（大地震時にバックアップ電源等の機能が働かない恐れがある等）、代替措置として適当と判断することはできない。 防油堤内の通過配管を認めた場合、防油堤内における配管から危険物が漏えいし、これに着火した場合、タンク本体に延焼する恐れが生じる。また、タンクにおいて発災した際に、防油堤内の配管が破断することで、災害の拡大につながる恐れがあるため、コンビナート事業所における防油堤内通過配管の設置の緩和を認めることはできない。 危険物の規制に関する政令（以下、「危政令」という。）第23条により、市町村長は、製造所等について、危険物の品名及び最大数量、指定数量の倍数、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに製造所等の周囲の地形その他の状況等から判断して、危政令第3章の規定による製造所等の位置、構造及び設備の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときには特例として危険物施設の設置の許可を行うことができる（危政令第23条）。	1108020	一定の条件を満足する場合、危険物屋外タンク貯蔵所の防油堤内の危険物配管通過を可能とすることにより、事業所用地の効率的活用及び配管等建設コストの低減を図る。	代替措置： (1)防油堤を迂回する場合、配管長が長くなるのみならず、バイブラック等の新設が必要となり、相当の費用増となる。 (2)防油堤を迂回することで配管長が長くなると、監視/点検箇所が増加し、運転員の日常点検が増加するのみならず、保全費用も増加となる。 代替措置： (1)通過配管を設置しても、タンク火災発生時の消火活動に支障をきたさないよう、設置されている全ての危険物屋外貯蔵タンクが構内道路に直接面している防油堤とする。 (2)他の危険物及び可燃性ガスの配管等を通過させた場合、火災・漏洩事故の際の防災活動に齟齬が生じることを回避するよう、通過配管は消防法で規定する第4類危険物の配管のみとする。 (3)通過配管に遮断弁を設置し、漏洩時に遮断弁を閉止することにより、漏洩量の極小化を図る。 (4)通過配管の材質をグレードアップ及び溶接継手を採用する等して、配管からの漏洩防止対策の向上を図る。	千葉県	総務省
0430260	石油コンビナート等災害防止法に基づく地域指定の解除もしくは、保有空地の確保や敷地内距離確保、防油堤の設置、流出油防止堤の設置の規制の緩和	●地域指定の解除 ・石油コンビナート等災害防止法第12条第2項 ●規制の緩和 ・危険物の規制に関する政令第11条第1項第1号の2、第2号及び第15号 ・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第3条	●地域指定関係 大量の石油又は高圧ガスを扱う地域を石油コンビナート等特別防災区域として指定する。※当該区域に所在する特定事業所に対し、特定防災施設や自衛防災組織の設置等の義務を課すもの ●規制の緩和関係 ①石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所に存する屋外タンクに、貯蔵する危険物の引火点の区分ごとに、それぞれ空地を設なければならない。 ②屋外タンクの側版から敷地内距離を確保しなければならない。 ③液体の屋外タンクの周囲に防油堤を設けなければならない。 ④容量が1万キロリットル以上のタンクがある場合には、流出油等防止堤を設置しなければならない。	●地域指定の解除 E ●規制の緩和 D	—	●石油コンビナート等特別防災区域（以下「区域」という）については、石油の取扱量等の数量的要件や地理的状況・地域の実情等を考慮し、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴き、政令で その区域を定めているところ。引き続き使用することを前提としている場合には、区域指定の解除はできない。なお、危険物施設の用途を廃止すれば、区域指定の解除は行われるものである。 ●引き続き使用することを前提としている場合には法令の基準を維持することが必要。今後その使用が予定されないものであれば、速やかに廃止届出を提出し危険物施設として廃止すべきである。なお、市長が火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときには、危険物の規制に関する政令第3章の規定は適用しないことができる（危険物の規制に関する政令第23条）ことを申し添える。 また、流出油防止堤については、防油堤のすべてを囲むこととされている。（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第4条）											1157010	唐津市にある、㈱九州電力唐津火力発電所は、平成16年10月から10年間の計画停止期間中で、3基の重油貯蔵タンクのうち1基は撤去され、残る2基（5万kl×2基）のタンクも、重油が完全に抜き取られています。しかし、石油コンビナート等災害防止法に基づく（地域指定）は解除されず、敷地の利活用についても規制されています。停止期間中については、石油コンビナート等災害防止法に基づく（地域指定を解除もしくは、危険物の規制等の緩和ができれば、撤去されたタンクのあった地点を含めた敷地の有効な利活用が可能になる。 ・保有空地の確保（タンクの外壁から61m：タンクの直径×1倍） ・敷地内距離確保（タンクの外壁から110m：タンクの直径×1.8倍） ・防油堤の設置 ・流出油防止堤の設置 以上の規制緩和 （代替措置）使用の届出による用地の使用	唐津市	総務省 経済産業省